

第八管区海上保安本部 公示 第 3 号

水路業務法（昭和25年法律102号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和5年 1月27日

第八管区海上保安本部長

榎本 雄太（公印省略）

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
 - (1) 名称 福井県福井港湾事務所
 - (2) 住所 福井県坂井市三国町32-2-1

- 2 水路測量を実施する区域及び期間
 - (1) 区域 福井港（別添付図参照）
 - (2) 期間 令和5年2月6日から令和5年3月20日

- 3 水路測量の実施方法
GNSSによる測位、マルチビーム音響測深機等による測深

- 4 航行船舶に対する安全措置
 - (1) 水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）
第六条に定める標識を掲揚
 - (2) 八管区水路通報に掲載